

内閣参質二〇一第七号

令和二年一月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出リース、レンタカー、カーシェアリング契約などの車両におけるN H K の放送を受信することができることのできるカーナビに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出リース、レンタカー、カーシェアリング契約などの車両におけるN H Kの放送を受信することのできるカーナビに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」については、個々の受信設備の設置状況等により判断されることから、一概にお答えすることは困難である。

四について

放送法第六十四条第一項ただし書に規定する「放送の受信を目的としない受信設備」とは、受信設備の設置目的が客観的に放送の受信を目的としないものと解されているところ、御指摘の「リース業者が・・・保有している・・・カーナビつき車両のカーナビ」については、客観的に放送の受信を目的としないものと認めることができないため、同項ただし書に規定する「放送の受信を目的としない受信設備」に該当しないものと考えている。なお、日本放送協会においては、リース業者が当該カーナビを使用できる状態においていない場合、同条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約第一

条第二項に規定する設置に当たらないため、受信契約を締結することを求めていないものと承知している。